

～新たに登録電気工事基幹技能者の取得をめざす方へ

2025年



登録電気工事基幹技能者

認定講習のご案内

(一社)日本電設工業協会ホームページ(<https://www.jeca.or.jp/>)
※このご案内の最新版もダウンロードすることができます。

登録電気工事基幹技能者認定講習

検索



一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association

認定講習について

本講習は、「登録電気工事基幹技能者」の認定評価を行う講習です。

本講習の合格者には、経営事項審査で一業種3点となる「登録電気工事基幹技能者」を認定します。当協会の建設業種は、「電気工事業」、「電気通信工事業」で、建設業法の主任技術者の要件を満たす者と認められます。

主催・後援・協賛

■主催 一般社団法人 日本電設工業協会(以下、電設協という。)

〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8

URL <https://www.jeca.or.jp/>

※登録電気工事基幹技能者に関する問合せ先

電話 03-5413-2165 FAX 03-5413-2166

■後援 一般財団法人 建設業振興基金

■協賛 各都道府県電業協会等

登録電気工事基幹技能者の職務

登録電気工事基幹技能者は、建設工事現場において職長等を管理するものとして、おもに次の業務を行い、現場における直接の生産活動において基幹的役割を担います。

- ①安全、品質、工程管理を主とした技術者の支援
- ②現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ③現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ④生産グループ内の一般の技能者の施工に係わる指示、指導
- ⑤前工程・後工程に配慮した他の登録基幹技能者・職長との連絡調整

受講資格

条件は、次の①②③を全て満たす者。

- ①電気工事の直接施工業務に従事して、該当する建設業の種類ごとに10年以上の実務経験があること。
但し、実務経験は、受講申込日までとします。
- ②労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育(施行令第19条あるいは施行規則第40条)を修了して、受講申込日までに3年以上の職長経験を有していること。
- ③第一種電気工事士免状を取得していること。

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明書として、次の書類を添付。

- ①実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書。受講者が事業主の場合は、記載事実に相違がない旨の誓約書(署名、捺印)が必要。
- ②職長経験については、実務経験証明書の職長欄に記載し、労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了のコピーを貼付。
- ③第一種電気工事士免状のコピー。

講習の開催地

一般社団法人 日本電設工業協会の9支部(北海道、東北、北陸、関東、東海、関西、中国、四国、九州)及び各県電業協会等(「2025年 登録電気工事基幹技能者 認定講習 開催地・申込先一覧」P4参照)

開催日

2025年10月25日(土)、26日(日)の2日間とします。

講習免除

次の者は、認定講習の講義を免除し、2日目に行われる認定講習修了試験のみ受験することも出来ます。

①2024年及び2023年の登録電気工事基幹技能者 認定講習を受講し、修了試験で不合格の場合

※「2025・2026年 講習免除証明書」または「2024・2025年 講習免除証明書」のコピーを申込書に添付。

② 登録電気工事基幹技能者 講習修了証の有効期限を6ヶ月以上経過し、1年未満の場合

※「講習免除証明書(更新申請者)」を申込書に添付。(コピーは不可)

受講料・振込み先

受講料: 18,840円(税込)

[講習免除者は9,420円(税込)]

1. 受講料は、受講費、教材費、講習修了証作成・発行費が含まれています。交通費、昼食費、宿泊費は含みません。

2. 申込受付後の受講料は、原則返却しません。

3. 受講料の領収書は、原則発行しません。「銀行振込み明細書」を利用願います。

4. 受講料は、次の口座に振込み下さい。*振込み手数料は受講者の負担

・ ゆうちょ銀行 窓口の場合 (郵便局備え付けの用紙で払込み)

00100-6-399328 一般社団法人日本電設工業協会

・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込みの場合

金融機関 (コード) ゆうちょ銀行 (No.9900)

店名[カナ] (コード) 〇一九店[ゼロイチキョウ店] (No.019)

預金種類/口座番号 当座 0399328

口座名[カナ] 一般社団法人日本電設工業協会

[ｼﾔ)ﾆﾎﾝﾃﾝｾﾂｺｳｷﾞｻﾞﾔﾐﾝ]

(登録番号 T5010405009481) ※インボイス番号

注) 2025年7月7日以降に振込み下さい。(7月6日以前の振込みは無効)

※ 数人分をまとめて振込む時は、振込みを証する書類の余白に対象者全員の名前を記載し、対象者全員の申請書に(コピー)を貼付。

受付期間

各会場とも2025年7月7日(月)～8月5日(火)消印有効。但し、各会場とも、定員となり次第締切り。締切り状況は、協会ホームページに掲載。

開催地・申込先

2025年 登録電気工事基幹技能者 認定講習 開催地・申込先一覧

開催地	会場名称	定員	申込書提出先・問合先
札幌	北農健保会館 (札幌市中央区北4条西7-1-4)	50	〒060-0031 札幌市中央区北一条東3-1-1 北電興業ビル4F (一社)日本電設工業協会 北海道支部 ☎ 011(271)2932
仙台	宮城県管工事会館 (仙台市青葉区本町3-5-22)	60	〒980-0804 仙台市青葉区大町2-2-25 (株)ユアテック宮城支社内 (一社)日本電設工業協会 東北支部 ☎ 022(225)0520
石川	金沢勤労者プラザ (金沢市北安江3-2-20)	50	〒939-8571 富山市小中269 北陸電気工事(株)内 (一社)日本電設工業協会 北陸支部 ☎ 076(481)6100
東京	東京電業会館 (東京都港区元赤坂1-7-8)	70	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-7-8 東京電業会館7F (一社)日本電設工業協会 関東支部 ☎ 03(6447)0595
茨城	土浦市亀城プラザ (土浦市中央2-16-4)	40	〒310-0852 水戸市笠原町1754-4 (一社)茨城県電設業協会 ☎ 029(305)7301
埼玉	埼玉建産連研修センター (さいたま市南区鹿手袋4-1-7)	60	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館 (一社)埼玉県電業協会 ☎ 048(864)0385
山梨	山梨県電気工事工業組合(電気会館) (甲府市住吉1-1-11)	25	〒400-0851 甲府市住吉4-4-17 (一社)山梨県電設協会 ☎ 055(232)4144
長野	松本市駅前会館 (松本市深志2-3-21)	28	〒380-0824 長野市南石堂町1230-6 長建ビル5F (一社)長野県電設業協会 ☎ 026(219)6973
名古屋	上前津KDビル (名古屋市中区大須4-10-32)	50	〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-32 上前津KDビル6F (一社)日本電設工業協会 東海支部 ☎ 052(242)1753
大阪	エル・おおさか 南館 (大阪市中央区北浜東3-14)	80	〒530-0055 大阪市北区野崎町9-8 永楽ニッセイビル5F (一社)日本電設工業協会 関西支部 ☎ 06(6312)1895
広島	RCC文化センター (広島市中区橋本町5-11)	50	〒730-0844 広島市中区舟入幸町24-1 中電工舟入ビル1F (一社)日本電設工業協会 中国支部 ☎ 082(232)7941
高松	せとうちサスティナブルヨットハーバー (高松市浜ノ町67-1)	55	〒761-8565 高松市花ノ宮町2-3-9 (株)四電工内 (一社)日本電設工業協会 四国支部 ☎ 087(865)0620
福岡	九州電業会館 (福岡市中央区平尾2-14-10)	40	〒810-0014 福岡市中央区平尾2-14-10 (一社)日本電設工業協会 九州支部 ☎ 092(521)6475
熊本	熊本市流通情報会館 (熊本市南区流通団地1-24)	40	
鹿児島	鹿児島電設会館 (鹿児島市与次郎1-3-11)	30	〒890-0062 鹿児島市与次郎1-3-11 鹿児島電設会館 (一社)鹿児島県電設協会 ☎ 099(257)3877

*第一希望会場の「申込書提出先」まで郵送して下さい。直接会場に郵送された場合には、無効です。

申込み方法

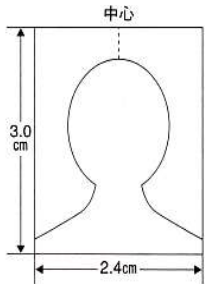
以下の書類に必要事項を記入し、写真、受講料振込み証明書及び必要書類を貼付の上、第一希望会場の「申込書提出先」まで郵便にて申込。

※黒ボールペンで記入。(鉛筆・消えるボールペンは使用不可)

※記入例をホームページに掲載しています。(電工/通信/電工・通信を参照)

1.受講(受験)申込書 (書式1)

所定の事項を記入後、写真を貼付して下さい。



①申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの。(モノクロは不可)

②6ヶ月以内に撮影されたもの。

③たて3.0cmよこ2.4cmふちなし正面、肩口まで写っているもの、無帽、無背景。

※写真は申込書の所定の位置にはみださないように貼る。

※写真は講習修了後に発行される修了証の証明写真となります。

※パソコンプリンターで印刷する場合、写真用紙に印刷。

(注) 申込書・写真票に貼付する写真は同じであること。

※運転免許証
サイズ

2.実務経験証明書 (書式2,3,4)

必要事項を記入し、証明者である事業主の署名と押印を必ず確認して提出して下さい。

3.資格の証明 (書式5)

- 第一種電気工事士免状のコピーの貼付

第一種電気工事士免状(写真・登録番号・定期講習受講記録の部分)のコピーを貼付。

- 職長教育修了証のコピーの貼付

労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了証(受講者名、受講日が分かるもの)のコピーを貼付。

4.受講料振込みの証明 (書式6)

- 「振込明細書」や「利用明細票」等、受講料を振込んだことを証明するもの(コピー)を貼付。

※数人分をまとめて振込みした時は、振込みを証する書類の余白に対象者全員の名前を記載し、対象者全員の申請書に(コピー)を貼付。

- 書類審査で受講が認められない場合は、受講料を返金するため、返金口座を必ず記入。

注) 7月7日以降の受付印有効(7月6日以前の受付印無効)

5.写真票 (書式7)

受講(受験)申込書(書式1)に貼付したものと同一写真を貼付し、氏名(フリガナ)、生年月日を記入。受講番号、在席状況、通信欄は記入しない。

6.講習免除の証明書 (書式8)

講習免除(講義を受講せず試験のみ受験)を受ける場合は、証明書が必要。

①2024年及び2023年に登録電気工事基幹技能者 認定講習を受講し、修了試験に不合格の場合

「2025・2026年講習免除証明書」または「2024・2025年講習免除証明書」のコピーを貼付。

②登録電気工事基幹技能者 講習修了証の有効期限を6ヶ月以上経過し、1年未満の場合

「講習免除証明書(更新申請者)」の原紙を申込書に貼付。コピーは認めません。

受講票の送付

受講票は、受講日の2週間前に読本とともに受講者の自宅現住所に送付します。受講日の1週間前までに受講票が届かない場合は、受講申込書の提出先にお問い合わせ下さい。

講習プログラム

※教材は登録電気工事基幹技能者 読本(2025・2026年版)

	科 目	内 容	講習時間
一 日 目	受講説明 ・基幹技能一般知識に関する科目 ・基幹技能者関係法令に関する科目	第1章 登録電気工事基幹技能者のあり方 ・建設技能者の労働環境 ・電気工事基幹技能者の在り方 ・登録基幹技能者制度と各団体の活動 (1時間)	9:00～ 12:00
		第2章 電気工事における新材料、新工法 (1時間)	
		第3章 OJT教育 (1時間)	
	・建設工事の施工管理、工程管理、 資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	第4章 施工管理、事務管理、原価管理 関連法規及び法改正等 (2時間半)	13:00～ 15:30
		第5章 工程管理 (1時間)	15:30～ 16:30
二 日 目	(1日目からの続き) ・建設工事の施工管理、工程管理、 資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	第6章 資材管理 (1時間)	9:00～ 10:00
		第7章 安全管理 第8章 労務管理 (2時間)	10:00～ 12:00
		第9章 品質管理 第10章 環境管理 (1時間半)	13:00～ 14:30
		休 憩	14:30～ 14:50
	認定講習修了試験についての 注意事項		14:50～ 15:00
	認定講習修了試験	学科試験	15:00～ 16:00

○遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められません。講習時間を厳守。

○講習免除証明書による申込は、認定講習の講義を受講出来ません。

認定講習修了試験

認定講習を受講した者は、引き続き認定講習修了試験を受験します。

講習免除者は、10月26日(日) 14:30までに来場し受付。

受講時持参するもの

受講当日は必ず次のものを持参して下さい。

- ①受講票又は受験票(受講票又は受験票を忘れた人は受講(受験)できません)
- ②第一種電気工事士免状
- ③読本(受講票とともに送られた教材)
- ④筆記用具

講習修了証の交付

1. 認定講習を受講し、修了試験に合格した者は、「登録電気工事基幹技能者」として認定し、(一社)日本電設工業協会に登録され、登録電気工事基幹技能者 講習修了証(カード型)を交付します。(2026年1月末日までに発行を予定)
2. 登録電気工事基幹技能者 講習修了証の有効期限は5年間です。
修了証の更新申請は、有効期限の1年前より受け付けできます。手続きの方法は電設協ホームページを参照。

— 登録電気工事基幹技能者 講習修了証見本 —

登録電気工事基幹技能者講習修了証	
	修了証番号 第 019999-99999 号
	氏 名 電設 太郎 (生年月日 平成元年5月1日)
	実務経験を有する建設業の種類: 電気工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、電気工事業について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
	修了年月日 2025年12月15日 有効期限 2030年12月14日
☆☆☆☆☆ 一般社団法人 日本電設工業協会(登録番号第1番)	

(表)

[備考]
・表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効するものとする。
・表面記載の★印は更新回数を表す。

(裏)

※建設業の種類で電気工事業を修了した方の例です。

合格者の公表

合格者の受講番号と氏名を当協会のホームページ、メールマガジン、月刊誌「電設技術」に公表します。(2026年1月に発表予定)

また、登録基幹技能者データベース(建設業振興基金)に登録・公開されます。公開を希望する・希望しないを申込時の同意書に記載して提出。

試験の問題と合格基準の公表

試験問題、解答及び合格基準は、試験の可否の決定後2ヶ月以内に、当協会ホームページ、メールマガジン、月刊誌「電設技術」に掲載。

助成金のご案内

— 事業主のみなさま —

「登録基幹技能者 認定講習」は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となっています。助成の申請は、事業主の所在地を管轄する都道府県労働局、またはハローワークで手続きが必要です。

なお、助成申請に必要な実施機関証明は電設協で証明します。「建技様式第3号別紙1」に必要事項を記載し、返信用封筒を同封の上、以下の宛先まで郵送。

〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8 東京電業会館4階
(一社)日本電設工業協会 登録基幹技能者 実施機関証明 係

※詳しくは各労働局・ハローワークでご確認下さい。

助成金手続きは、講習を終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内